



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年10月22日金曜日 第2212号

◇ 目次 ◇

落札者等の告示.....	797
解除予定保安林にする旨の通知.....	797
保安林予定森林.....	797
漁業免許の内容等の公示.....	798
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	800
建設業者の許可の取消し(2件).....	801
開発行為に関する工事の完了.....	802
建設業者の許可の取消し.....	802
公 告	
准看護師試験の施行.....	802
監 査 公 表	
監査結果に基づく措置の公表.....	803

教育委員会規則

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則..... 805

教育委員会告示

平成23年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項..... 810
平成23年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項..... 815
平成23年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項..... 817

公安委員会規則

愛媛県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則..... 819

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1170号

次のとおり落札者を決定した。
平成22年10月22日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
地方税電子申告システム用機器一式	愛媛県総務部管理 局税務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成22年10月8日	NECキャピタルソリューション株式会社四国支店 香川県高松市中野町29番2号	615,090円 (月額)	一般競争入札	平成22年8月27日

○愛媛県告示第1171号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
平成22年10月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除予定保安林の所在場所
北宇和郡鬼北町大字父野川上1152の2
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
林道用地とするため

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
今治市玉川町龍岡上字石ヶ内丁180の15
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

○愛媛県告示第1172号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。
平成22年10月22日

愛媛県知事 加戸守行

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
南宇和郡愛南町緑丙608の3、丙608の4、丙666、丙670から丙672まで、丙674、丙675
- (2) 指定の目的
水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁並びに今治市役所及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1173号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成22年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

- (1) ア 免許番号 宇区第258号
- イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町針木地先
- (ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。

ただし、Cウ、ウエ及びエDの3直線と最大低潮時海岸線から20メートルの線によって囲まれた区域を除く。

- 基点 A 宇和島市津島町針木大場の鼻標識
 B 宇和島市津島町針木高立黒岩の標識
 C 宇和島市津島町針木大波の浜259番地1地先大波の浜埋立地北端から護岸沿い南へ12メートルの標識
 D Cから護岸沿い南へ85メートルの標識
- 点 ア Aから宇和島市津島町曲烏ツワナ谷鼻見通し180メートルの点
 イ Bから宇和島市津島町柿之浦松ヶ鼻見通し270メートルの点
 ウ Cから曲烏防波堤北側付根見通し220メートルの点
 エ Dから曲烏エビヶ鼻見通し210メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- (イ) 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

- (2) ア 免許番号 宇特区第386号
- イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき・とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町柿之浦地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。

ただし、Eウ、ウエ及びエDの3直線とD E間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点 A 宇和島市津島町柿之浦中鼻東端
 B 宇和島市津島町柿之浦落網代護岸南角
 C 宇和島市津島町柿之浦中鼻北東端
 D Cから海岸線沿い北へ116メートルの標識
 E Cから海岸線沿い南へ34メートルの標識
- 点 ア Aから宇和島市津島町柿之浦771番地作業場南角見通し100メートルの点
 イ Bから宇和島市津島町柿之浦高平前水門見通し130メートルの点
 ウ Eから宇和島市津島町柿之浦803番地地先真珠作業場南角見通し55メートルの点
 エ Dから宇和島市津島町柿之浦16番地地先倉庫北角見通し80メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

- (3) ア 免許番号 宇特区第387号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町柿之浦地先

(ウ) 漁場の区域

Bア、アイ及びイCの3直線とB C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。

- 基点 A 宇和島市津島町柿之浦中鼻北東端
 B Aから海岸沿い南へ34メートルの標識
 C Aから海岸沿い北へ116メートルの標識
- 点 ア Aから宇和島市津島町柿之浦803番地地先真珠作業場南角見通し55メートルの点
 イ Bから宇和島市津島町柿之浦16番地地先倉庫北角見通し80メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘

エ 制限又は条件

- (ア) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

- (4) ア 免許番号 宇特区第388号

イ 免許の内容たるべき事項

(ア) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき・とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町曲島地先
 (ウ) 漁場の区域
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域。
 ただし、キク、クケ、ケコ及びココの4直線によって囲まれた区域を除く。

- 基点 A 宇和島市津島町大浦ウ斯巴エの標識から海岸線沿い東へ60メートルの標識
 B 宇和島市津島町大浦浜の中央標識
 C 宇和島市津島町大浦ウ斯巴エの標識
 D 宇和島市津島町大浦ウ斯巴エの標識から海岸線沿い南へ60メートルの標識
 E 宇和島市津島町大浦ウ斯巴エの標識から海岸線沿い南へ98メートルの標識
- 点 ア Aから宇和島市津島町坪井畑尻護岸東角見通し30メートルの点
 イ Aから宇和島市津島町坪井畑尻護岸東角見通し250メートルの点
 ウ Cから宇和島市津島町坪井下溝の鼻見通し250メートルの点
 エ Cから宇和島市津島町坪井下溝の鼻見通し500メートルの点
 オ Bから宇和島市津島町坪井二又福島見通し630メートルの点
 カ Bから宇和島市津島町坪井二又福島見通し30メートルの点
 キ Dから318度30分見通し270メートルの点
 ク Dから318度30分見通し420メートルの点
 ケ Eから319度見通し440メートルの点
 コ Eから319度見通し300メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘
 エ 制限又は条件

- (7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(5) ア 免許番号 宇特区第389号

イ 免許の内容たるべき事項

- (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

- (イ) 漁場の位置 宇和島市津島町曲島地先
 (ウ) 漁場の区域
 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。

- 基点 A 宇和島市津島町大浦ウ斯巴エの標識
 B Aから海岸線沿い南へ60メートルの標識
 C Aから海岸線沿い南へ98メートルの標識
- 点 ア Bから318度30分見通し270メートルの点

- イ Bから318度30分見通し420メートルの点
 ウ Cから319度見通し440メートルの点
 エ Cから319度見通し300メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘

エ 制限又は条件

- (7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(6) ア 免許番号 宇特区第390号

イ 免許の内容たるべき事項

- (7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠貝垂下式・ひじき・とさかのり養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市津島町須下地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカBの7直線とAE間及びHB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。

ただし、EK、クケ及びクFの3直線とEF間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域、FGケ、ケコ及びコGの3直線とFG間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域、Gサ、サシ及びシHの3直線とGH間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域並びにIS、スカ及びカBの3直線とBI間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点 A 宇和島市津島町須下雲泊の護岸南東角の標識
 B 宇和島市津島町須下762番地の2作業場南角
 C Bから護岸沿い北東へ56メートルの標識
 D 須下崎から海岸線沿い南へ65メートルの標識
 E Aから海岸線沿い北へ37メートルの標識
 F 宇和島市津島町須下461番地作業場東角護岸標識
 G 宇和島市津島町須下463番地住宅護岸標識
 H 宇和島市津島町須下711番地1作業場護岸北東角
 I 宇和島市津島町須下725番地由良神社参門北角から北へ5メートルの測量杭
- 点 ア Aから宇和島市津島町須下平バエ西野の浜北角見通し110メートルの点
 イ Dから121度見通し410メートルの点
 ウ Dから121度見通し335メートルの点
 エ Cから122度30分見通し335メートルの点
 オ Cから122度30分見通し170メートルの点
 カ Bから宇和島市津島町須下長畑護岸の中央標識見通し145メートルの点
 キ Eから宇和島市津島町泥目水7番地35下灘漁業協同組合真珠貝研究所中央見通し135メートルの点

- ク Fから宇和島市津島町泥目水7番地35下灘漁業協同組合真珠貝研究所中央見通し145メートルの点
- ケ Fから宇和島市津島町泥目水7番地35下灘漁業協同組合真珠貝研究所中央見通し103メートルの点
- コ Gから宇和島市津島町泥目水7番地35下灘漁業協同組合真珠貝研究所中央見通し125メートルの点
- サ Gから宇和島市津島町泥目水7番地35下灘漁業協同組合真珠貝研究所中央見通し150メートルの点
- シ Hから宇和島市津島町須下中鼻スゲ2F4電柱見通し122メートルの点
- ス Iから24度36分見通し165メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

(7) ア 免許番号 宇特区第391号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置 宇和島市津島町須下地先

(ウ) 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。

基点 A 宇和島市津島町須下725番地由良神社参門北角から北へ5メートルの測量杭

B 宇和島市津島町須下762番地の2作業場南角

点 ア Aから24度36分見通し165メートルの点

イ Bから宇和島市津島町須下長畑護岸の中央標識145メートルの点

ウ 地元地区 宇和島市津島町下灘

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

2 免許予定日

平成23年2月1日

3 申請期間

平成22年10月22日から平成22年11月30日まで

4 存続期間

平成23年2月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1174号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年10月22日

愛媛県四国中央保健所長 廣瀬 浩美

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

福田製紙株式会社

四国中央市寒川町2384番地

代表取締役 角倉 康稔

2 事業場の名称及び所在地

福田製紙株式会社

四国中央市寒川町2384番地

3 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号へ、チ

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の構造、使用方法並びに排出水の汚染状態及び量の変更

5 特定施設に関する事項

(1) No.1抄紙機

		変更前	変更後
特定施設の能力		5,500kg/日	12,000kg/日
原材料の種類及び1日当たりの使用量		パルプ及び古紙原料 5,000kg	パルプ及び古紙原料 12,000kg
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5 最大 7.0	通常 6.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 130	通常 120 最大 130
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 130 最大 140	通常 150 最大 160
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 6 最大 20	通常 15 最大 15
	全燐（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.06 最大 1	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 900 最大 1,000	通常 1,120 最大 1,221

(2) No.6抄紙機

		変更前	変更後
特定施設の能力		25,000kg/日	28,000kg/日
原材料の種類及び1日当たりの使用量		パルプ及び古紙原料 25,000kg	パルプ及び古紙原料 28,000kg
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5 最大 7.6	通常 6.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 100 最大 110	通常 120 最大 130

	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 140 最大 160	通常 175 最大 190
	全窒素(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 6 最大 20	通常 15 最大 15
	全燐(単位 1リット ルにつきミ リグラム)	通常 0.06 最大 1	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 4,300 最大 4,600	通常 4,648 最大 5,071

汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 120 最大 140	通常 55 最大 55	通常 120 最大 130	通常 55 最大 55
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 170 最大 220	通常 65 最大 90	通常 170 最大 185	通常 65 最大 90
	全窒素(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 15 最大 20	通常 10 最大 15	通常 15 最大 15	通常 10 最大 15
	全燐(単位 1リット ルにつきミ リグラム)	通常 1 最大 2	通常 0.5 最大 1	通常 1 最大 1	通常 0.5 最大 1

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 凝集沈殿槽

		変 更 前		変 更 後	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.5 最大 8.5	通常 7.0 最大 7.0	通常 6.5 最大 8.5	通常 7.0 最大 8.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 120 最大 140	通常 55 最大 55	通常 120 最大 130	通常 55 最大 55
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 170 最大 220	通常 65 最大 90	通常 170 最大 185	通常 65 最大 90
	全窒素(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 15 最大 20	通常 10 最大 15	通常 15 最大 15	通常 10 最大 15
	全燐(単位 1リット ルにつきミ リグラム)	通常 1 最大 2	通常 0.5 最大 1	通常 1 最大 1	通常 0.5 最大 1

(2) No.2 凝集沈殿槽

		変 更 前		変 更 後	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.5 最大 8.5	通常 7.0 最大 7.0	通常 6.5 最大 8.5	通常 7.0 最大 8.0

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 総合排水口(工場排水)

汚水等の汚 染状態の値	項 目	変 更 前		変 更 後	
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0 最大 7.0	通常 7.0 最大 7.0	通常 7.0 最大 6.8~8.0	通常 7.0 最大 6.8~8.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 55 最大 55	通常 55 最大 55	通常 55 最大 55	通常 55 最大 55
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 65 最大 90	通常 65 最大 90	通常 65 最大 90	通常 65 最大 90
	全窒素(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 10.0 最大 15.0	通常 10.0 最大 15.0	通常 10.0 最大 15.0	通常 10.0 最大 15.0
	全燐(単位 1リット ルにつきミ リグラム)	通常 0.5 最大 1.0	通常 0.5 最大 1.0	通常 0.5 最大 1.0	通常 0.5 最大 1.0
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 5,500 最大 6,000	通常 5,500 最大 6,000	通常 5,500 最大 6,000	通常 5,500 最大 6,000

備考 この他に、雨水排水口が11箇所(今回1箇所廃止し、6箇所新設する。)ある。

○愛媛県告示第1175号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般-17)第12132号	平成17年 11月19日	有津工務店(有)	野間 一正	今治市伯方町伊方甲2043 - 2	平成22年 9月1日	建築工事業	建設業の廃止
(特-19)第958号	平成19年 6月6日	土居建設(株)	大田 憲司	四国中央市土居町小林12 - 2	平成22年 9月7日	水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

(般 - 18) 第11303号	平成18年 10月9日	(有)とらや鉄建	馬越 光明	今治市伯方町北浦甲2518	平成22年 9月13日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(特 - 19) 第16270号	平成20年 3月27日	(株)カミムラ	山本喜三郎	今治市長沢甲1165	平成22年 9月22日	建築工事業 鋼構造物工事業 塗装工事業	建設業の廃止
(般 - 21) 第14294号	平成21年 7月15日	工藤建築	工藤 武臣	西条市兎之山116	平成22年 9月27日	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1176号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 17) 第12075号	平成17年 10月15日	河内工務店	河内 幸久	松山市下伊台町1393 - 1	平成22年 9月1日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 21) 第15597号	平成21年 7月23日	(株)松山土木工業	宇都宮克仁	松山市太山寺町915	平成22年 9月9日	とび・土工工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第1177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年10月22日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
22中局建（開）第34号 平成22年10月14日	東温市南野田543番3	松山市久米窪田町1118番地2 佃 一 彦

○愛媛県告示第1178号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 19) 第12959号	平成20年 1月12日	山内産業(有)	山内 猛	大洲市肱川町山鳥坂929	平成22年 9月1日	土工工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第13356号	平成18年 3月21日	(有)菊池電設	菊池美代子	喜多郡内子町内子2676	平成22年 9月1日	電気工事業、管工事業	建設業の廃止
(特 - 18) 第809号	平成18年 11月24日	高木建設(有)	高木恵美子	宇和島市三間町古藤田36 5	平成22年 9月1日	建築工事業、管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17) 第8919号	平成17年 10月26日	愛南開発(株)	廣瀬 康正	宇和島市津島町下畑地字 板ノ川甲65 - 2	平成22年 9月15日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 21) 第2900号	平成22年 2月4日	(株)トキワ電気	石川 英二	宇和島市寄松甲1153 - 1	平成22年 9月27日	電気通信工事業	建設業の廃止 (一部)

公 告

○公 告

准看護師試験の施行について

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成22年度准看護師試験を次のとおり施行する。

平成22年10月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 試験の場所
松山市一番町4丁目4 - 2
愛媛県庁第2別館6階大会議室
- 試験の日時

平成23年2月18日(金)13時00分

3 試験願書の提出期間

平成23年1月7日(金)から1月14日(金)まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

〒790 8570

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部管理局医療対策課

監 査 公 表

○公表第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年10月22日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次

同 本 宮 勇

同 赤 松 泰 伸

同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日	
労 政 雇 用 課	平成21年9月11日	
(監査の結果)		
地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、収入未済額の縮減に引き続き努められたい。		
区 分	収入未済額(円)	備 考
	現年度分 滞納繰越分 計	
20年度	0 121,800 121,800	
19年度	0 156,600 156,600	
差引増減	0 34,800 34,800	

(措置の内容)

債務者3名のうち1名について、平成20年9月に連帯保証人から未償還金全額(34,800円)の償還があったが、残る2名については滞納繰越となっており、20年度末の収入未済額は121,800円となった。

平成21年7月に、未償還の2名及び連帯保証人に対して償還依頼の通知を送付したところであるが、納入実績は上がっていないことから、電話連絡等による催告を継続するほか、分割納入指導を行うなど、早期完納に向け努力してまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
農 政 課	平成21年9月3日
(監査の結果)	
職員(1名)の単身赴任手当について、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法を検討することなく交通距離を算定したことから、計72,000円(平成20年4月から21年3月までの12か月分)が過支給となっていた。	
(措置の内容)	
当該職員の単身赴任手当については、平成21年8月11日に、最も経済	

的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により交通距離を算定し、再認定を行うとともに、過支給分については、直ちに返納処理を行い、平成21年9月18日に全額収納した。

今後、手当の認定に際しては、十分注意し、適正な事務処理に努めてまいりたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
林 業 政 策 課	平成21年9月7日

(監査の結果)

1 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	1,875,000	18,778,044	20,653,044	
19年度	1,655,000	20,688,044	22,343,044	
差引増減	220,000	1,910,000	1,690,000	

2 林業改善資金特別会計における違約金(貸付金償還金に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債 務 者	収入未済額(円)	備 考
15年度	1者	315,747	実債務者数4者
16年度	1者	212,646	
19年度	2者	455,552	
20年度	3者	830,254	
計	7者	1,814,199	

(措置の内容)

1 林業改善資金貸付金償還金については、近年、林業・木材産業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、法人の解散による事業の廃止等により20年度末で5件20,653,044円(件数は債務者数)の未収金が生じており、債務者の資力等に応じた償還の指導に努めた結果、21年度中に1,330,000円が償還され、22年3月末現在の滞納繰越に係る未収金額は19,323,044円となったが、21年度に新たに4件12,982,000円の未収金が発生したことから、22年3月末現在の未収金総額は、32,305,044円となっている。

今後とも、適正な償還指導を行い、未収金の早期収入に努めたい。

2 法人の解散による事業の廃止等により生じた貸付金償還金に係る違約金については、20年度末で4件1,814,199円(件数は実債務者数)の未収金が生じており、いずれも返済資力がなく回収が困難な状況であるが、債務者の資力等を考慮し、分割による納入や貸付金償還金完済後の納入を指導しているところである。

この結果、21年度中に240,000円が納入され、22年3月末現在の滞納繰越に係る未収金額は、1,574,199円となったが、21年度に新たに2件474,011円の未収金が発生したことから、22年3月末現在の未収金総額は、2,048,210円となっている。

今後とも、違約金に係る適正な債権管理に努めたい。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
森 林 整 備 課	平成21年9月7日

(監査の結果)

県有林経営事業特別会計について、平成20年度末の歳入不足額が2億4,700万円余と、前年度より3,300万円余悪化していることから、今後とも健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。

(措置の内容)

県営林の経営については、平成12年2月に策定した県営林経営改善計画「県営林経営の新たな改善方向（H12-76）」に基づき早期財政健全化等に取り組んでいる。

平成21年度においては、従来から行っている国庫補助事業の導入による育林経費の負担軽減に加え、

森づくり交付金事業（国費100%）等の実施

緊急雇用創出事業の導入による森林整備

ボランティア活動や企業の森づくり活動の拠点となる“森林づくりフィールド”の提供・整備（森林環境税事業）

など、育林経費（特別会計）の支出を伴わない県営林の整備に努めており、今後とも可能な限りの収支改善を行い、健全な経営に向けて鋭意努力をしてみたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

漁 政 課

平成21年9月2日

(監査の結果)

沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	1,000,000	3,070,000	4,070,000	
19年度	1,500,000	1,780,000	3,280,000	
差引増減	500,000	1,290,000	790,000	

(措置の内容)

沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、厳しい漁業経営等を強いられる中、平成20年度末で2名分4,070,000円の6か月を超える長期延滞が生じており、分割償還計画に基づく返済の指導に努めた結果、平成21年5月1日と21年10月2日に滞納者から分割償還としてそれぞれ20,000円が納入され、21年3月末現在の延滞繰越に係る未収金額は4,030,000円となった。その後、21年度分1,000,000円の延滞額が増加したが、22年3月25日に滞納者から3,600,000円の納入があったことから、1名分の延滞はすべて解消し、22年3月末現在の未収金額は1名分1,430,000円となっている。

今後とも、適正な償還指導を行い、未収金の早期収入に努めたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

漁 港 課

平成21年9月2日

(監査の結果)

違約金（設計委託業務に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債 務 者	収入未済額（円）	備 考
12年度	1者	210,000	

(措置の内容)

違約金210,000円は、破産終結通知によって回収のできない債権であることから、不納欠損処分の方で措置したい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

教 育 総 務 課

平成21年9月2日

(監査の結果)

奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	18,380,000	13,574,000	31,954,000	
19年度	12,074,000	10,556,000	22,630,000	
差引増減	6,306,000	3,018,000	9,324,000	

(措置の内容)

奨学資金貸付金の償還については、奨学生の新規採用時及び貸与終了時に、学校長を通じ奨学金制度の趣旨や社会人になってからの奨学金返還義務等を指導するとともに、卒業後も、納入通知書発行に先立ち、返還を開始する者全員に事前の文書連絡により納入期限の厳守を指導している。

また、督促・返還指導等を業務とする「奨学生指導員」（非常勤嘱託2名）と係員が連携し、未納者本人や連帯保証人等に対する訪問や電話による返還指導を行うなど、収入未済額の縮減に努めている。

この結果、滞納繰越分は、20年度末現在の未収額31,954,000円について、21年度に12,286,000円を収納し、22年3月末現在では19,668,000円となったが、17年度に旧育英会の高校奨学金事業が県に移管されたことから、この移管分の返還開始に伴う返還者の増大などにより、21年度新たに331件25,851,000円の未収金が発生したため、21年度末現在の収入未済額は45,519,000円となった。

今後は、さらにきめ細かな返還指導を徹底し、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努めたい。

監 査 対 象 機 関

監 査 年 月 日

人 権 教 育 課

平成21年9月7日

(監査の結果)

地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
20年度	49,788,467	235,769,897	285,558,364	
19年度	46,703,198	192,074,029	238,777,227	
差引増減	3,085,269	43,695,868	46,781,137	

(措置の内容)

平成21年度における地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、123,681,956円の調定額に対し、収納額68,897,605円（収

納率55.71%)であり、収納率は前年度比で4.1%の減となった。滞納繰越分は、20年度末現在の未収額285,558,364円について、21年度に2,834,126円を収納し、22年3月末現在では282,697,405円となったが、21年度に新たに54,784,351円の未収入金が発生したことから、21年度末の収入未済額は337,481,756円となっている。

償還金の未納者に対しては、督促状の発行や通知文に未納額を記載することにより納入を促すとともに、県担当者が直接、奨学生本人や保護

者と定期的に面談するなどして返還指導を実施している。

今後は、督促状等の送付に加えて、あらかじめ未納状況を通知することにより返還意識を高めたり、これまで年2回の納入通知書の発行時期に合わせて行っていた長期滞納者との面談を、年間を通してきめ細かく実施するなどの工夫を行い、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に一層努めたい。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第8号

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年10月22日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡義勝

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則（昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後								改正前							
別表第1の1（第2条関係）								別表第1の1（第2条関係）							
学校名	全日制の課程			定時制の課程				学校名	全日制の課程			定時制の課程			
	修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員		修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員
省略								省略							
土居高等学校	3年	普通科	<u>360</u>					土居高等学校	3年	普通科	<u>400</u>				
省略								省略							
新居浜西高等学校	3年	普通科	<u>920</u>	省略				新居浜西高等学校	3年	普通科	<u>960</u>	省略			
省略								省略							
新居浜工業高等学校	3年	機械科	120					新居浜工業高等学校	3年	機械科	120	<u>4年</u>	機械科	夜	<u>40</u>
		電子機械科	120							電子機械科	120				
		電気科	120							電気科	120				
		情報電子科	120							情報電子科	120				
		環境化学科	120							環境化学科	120				
省略							省略								
西条農業高等学校	3年	生産科	<u>80</u>					西条農業高等学校	3年	生産科	<u>120</u>				
		食農科	<u>40</u>												
		農業土木科	<u>80</u>							農業土木科	<u>120</u>				

松山工業 高等学校	3年	機械科 電子機 械科 電気科	120 120 120	4年	機械科 建築科	夜	160 160	松山工業 高等学校	3年	機械科 電子機 械科 電気科 電子科 情報技 術科	120 120 120 40 40	4年	機械科 建築科	夜	160 40 160
省略								省略							
上浮穴高 等学校	3年	普通科 森林環 境科	90 90					上浮穴高 等学校	3年	普通科 森林環 境科	100 100				
小田高等 学校	3年	普通科	220					小田高等 学校	3年	普通科	240				
伊予農業 高等学校	3年	生物工 学科 園芸流 通科 食品化 学科 生活科 学科 環境開 発科 特用林 産科	120 120 120 120 120 120 40					伊予農業 高等学校	3年	生物工 学科 園芸流 通科 食品化 学科 生活科 学科 環境開 発科	120 120 120 120 120				
伊予高等 学校	3年	普通科	1,040					伊予高等 学校	3年	普通科	1,080				
中山高等 学校	3年	普通科 特用林 産科	60 60					中山高等 学校	3年	普通科 特用林 産科	100 100				
省略								省略							
長浜高等 学校	3年	普通科	180					長浜高等 学校	3年	普通科	200				
省略								省略							
三崎高等 学校	3年	普通科	200					三崎高等 学校	3年	普通科	220				
三瓶高等 学校	3年	普通科	200					三瓶高等 学校	3年	普通科	220				
省略								省略							

宇和島東 高等学校	3年	普通科	480	3年 以上	普通科	夜	160
		理数科	120				
		商業科	240				
		情報ビ ジネス 科	120				
省略							
三間高等 学校	3年	普通科	110				
		農業機 械科	110				
省略							
日吉分校				4年	農業科	昼	40
省略							
南宇和高 等学校	3年	普通科	560				
		農業科	120				

備考 1 新居浜南高等学校、北条高等学校及び川之石高等学校の全日制の課程並びに新居浜西高等学校、松山南高等学校及び宇和島東高等学校

___の定時制の課程は、学年による教育課程の区分を設けない課程(以下「単位制による課程」という。)とする。

2 省略

別表第4(第4条関係)

学校名	学校が行う教育の対象者	部	修業年限	学科	生徒定員
松山盲学校	視覚障害者	省略			
		高 等 部	3年	普通科 保健理 療科	26 26
		専攻 科	3年	理療科	26
松山聾学校	聴覚障害者	省略			
		高 等 部	3年	普通科 理容科	26 26
しげのぶ特別 支援学校	肢体不 自由者 及び	省略			
		高 等 部	3年	普通科	76

宇和島東 高等学校	3年	普通科	480	3年 以上	普通科	夜	120
		理数科	120				
		商業科	240				
		情報ビ ジネス 科	120				
宇和島南 高等学校				3年 以上	普通科	夜	40
省略							
三間高等 学校	3年	普通科	120				
		農業機 械科	120				
省略							
日吉分校				4年	農業科	昼	80
省略							
南宇和高 等学校	3年	普通科	600				
		農業科	120				

備考 1 新居浜南高等学校、北条高等学校及び川之石高等学校の全日制の課程並びに新居浜西高等学校、松山南高等学校、宇和島東高等学校及び宇和島南高等学校の定時制の課程は、学年による教育課程の区分を設けない課程(以下「単位制による課程」という。)とする。

2 省略

別表第4(第4条関係)

学校名	学校が行う教育の対象者	部	修業年限	学科	生徒定員
松山盲学校	視覚障害者	省略			
		高 等 部	3年	普通科 保健理 療科	28 28
		専攻 科	3年	理療科	28
松山聾学校	聴覚障害者	省略			
		高 等 部	3年	普通科 産業工 芸科 理容科 被服科	18 10 28 10
しげのぶ特別 支援学校	肢体不 自由者 及び	省略			
		高 等 部	3年	普通科	80

	病弱者 (身体虚弱者を含む。)					
省略						
新居浜分校	知的障害者	省略				
		高 等 部	本科	3年	普通科	48
宇和特別支援学校	聴覚障害者	省略				
		高 等 部	本科	3年	普通科	26
	省略					

備考 省略

	病弱者 (身体虚弱者を含む。)					
省略						
新居浜分校	知的障害者	省略				
		高 等 部	本科	3年	普通科	32
宇和特別支援学校	聴覚障害者	省略				
		高 等 部	本科	3年	普通科	28
	省略					

備考 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(高等学校の入学定員の特例)

2 別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、平成23年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	全日制の課程	
	学科	入学定員
新居浜西高等学校	普通科	280
西条農業高等学校	食農科学科	40
	環境工学科	40
	生活デザイン科	40
今治工業高等学校	繊維デザイン科	40
松山東高等学校	普通科	360
松山北高等学校	普通科	360
小田高等学校	普通科	60
伊予農業高等学校	特用林産科	40
伊予高等学校	普通科	320
三崎高等学校	普通科	60
三瓶高等学校	普通科	60
三間高等学校	普通科	30
	農業機械科	30
南宇和高等学校	普通科	160

(高等学校の入学定員の適用除外)

3 次の表に掲げる学校の学科については、別表第1の1備考2の規定は、適用しない。

学校名	全日制の課程	備考
	学科	
西条農業高等学校	生産科学科	平成23年度から生徒募集を停止
	農業土木科	同
	グリーン環境科	同
	生活科学科	同
東予高等学校	普通科	同
今治工業高等学校	繊維工学科	同
	デザイン科	同
中山高等学校	普通科	同
	特用林産科	同

(特別支援学校の入学定員の特例)

4 別表第4備考本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の高等部の学科については、平成23年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	学校が行う教育の対象者	部		学科	入学定員
松山盲学校	視覚障害者	高等部	本科	普通科	8
				保健医療科	8
			専攻科	理療科	8
松山聾学校	聴覚障害者	高等部	本科	普通科	8
				理容科	8
しげのぶ特別支援学校	肢体不自由者及び病弱者(身体虚弱者を含む。)	高等部	本科	普通科	24
宇和特別支援学校	聴覚障害者	高等部	本科	普通科	8

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第5号

平成23年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成22年10月22日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

平成23年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項

平成23年度愛媛県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

第1 募集

- 平成23年度県立高等学校の第1学年の募集定員は、別に定める。
- 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の小学科について、一括して募集すること(以下「くくり募集」という。)ができる。

また、理数科については、普通科とのくくり募集ができる。

第2 通学区域

通学区域は、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)の定めるところによる。

第3 一般入学者選抜

1 実施学科

平成23年度入学者の募集を行う全日制の課程及び定時制の課程のすべての学科について実施する。

2 募集人員

一般入学の募集人員は、全日制の課程にあっては当該学科の募集定員から当該学科の推薦入学確約者数を差し引いた数と、定時制の課程にあっては当該学科の募集定員とする。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 平成23年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校(以下「中学校等」という。)を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- イ 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- ウ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められ

る者

(2) 出願期間

ア 出願期間は、平成23年2月17日（木）午前9時から同月23日（水）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月23日（水）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

イ 保護者の転勤に伴う子女の県外からの出願については、(5)の志願変更期間中も出願することができる。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は課程に出願することはできない。

イ 入学志願者は、次の(7)又は(イ)に該当する場合を除いては、二つ以上の学科に出願することはできない。

(7) 同一学校、同一課程の農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望する場合で、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望とするとき。この場合において、くくり募集をする小学科にあっては、当該募集の単位をもって一つの小学科とみなす。

(イ) 理数科に出願する場合で、当該県立高等学校の普通科を第2志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に入学選考料（全日制の課程2,200円、定時制の課程950円）に相当する愛媛県収入証紙をちょう付し、受検票を添え、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合にあっては、直接）、志願先の高等学校の校長（以下「志願先高等学校長」という。）に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(7) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に愛媛県立高等学校入学志願理由書を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、志願変更期間中における保護者の転勤に伴う子女の県外からの出願については、愛媛県立高等学校入学志願理由書に代えて、保護者の転勤に伴う子女の入学志願許可申請書を志願先高等学校長に提出しなければならない。

(イ) 高等学校長は、入学志願理由書又は入学志願許可申請書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中（保護者の転勤に伴う子女の志願変更期間中）の出願にあっては、志願変更期間中に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

ウ 中学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成23年1月14日（金）までに学力検査に関する特別措置願を志願先高等学校長に提出するものとする。

高等学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを平成23年1月21日（金）までに教育長に提出し、協議するものとする。

エ 中学校等又は中等教育学校において年間30日以上長期欠席のある入学志願者は、本人の希望により、欠席の理由

等を記載した自己申告書（厳封すること。）を入学願書に添え、志願先高等学校長に提出することができる。

オ 海外帰国子女としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

(7) 海外帰国子女としての扱いを希望する者は、平成23年1月14日（金）までに海外帰国子女取扱措置願を志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

(イ) 高等学校長は、海外帰国子女取扱措置願の提出があった場合は、その写しを平成23年1月21日（金）までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、学力検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

(ウ) 海外帰国子女とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後の期間（帰国した日から平成23年2月16日までの期間をいう。）が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時からさかのぼり継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人がいる者に限る。

(5) 志願変更

出願手続を終えた者で、学校、課程又は学科の志願変更を希望するものは、平成23年2月24日（木）午前9時から同年3月2日（水）正午までの期間に、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。この場合において、定時制の課程から全日制の課程へ志願変更をするときは、入学選考料の不足額（1,250円）に相当する愛媛県収入証紙を添えなければならない。

志願変更の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同年3月2日（水）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

4 報告書

(1) 中学校長は、次の報告書を、平成23年2月24日（木）午前9時から同年3月2日（水）正午までに、志願先高等学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 学習成績等一覧表

(2) 中学校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を提出するものとする。

(3) 志願先高等学校長は、報告書の内容について、必要があれば中学校長に説明を求めることができる。

5 学力検査等

(1) 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

ア 検査教科

(7) 全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

(イ) 定時制の課程

国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 検査問題

平成23年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（平成22年5月14日愛媛県教育委員会公告）1(1)に定めるところによる。

(2) 実技テスト

今治工業高等学校及び松山南高等学校砥部分校のデザイン科（以下「工業に関するデザイン科」という。）の入学志願者（当該学科を第2志望とする者を含む。（3）において同じ。）に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 面接

ア 入学志願者全員に対して、面接を行う。

イ 工業に関するデザイン科の入学志願者の面接は、実技テスト終了後に行う。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
平成23年 3月9日（水）	9:00～9:30	点呼、受検上の注意
	9:45～10:30	国 語
	10:45～11:10	国 語（作文）
	11:25～12:15	理 科
	12:15～13:10	（昼 食）
	13:15～14:05	社 会
平成23年 3月10日（木）	9:00～9:30	点呼、受検上の注意
	9:45～10:35	数 学
	10:50～11:50	英 語
	11:50～12:50	（昼 食）
	13:00～	面 接 （工業に関するデザイン科 にあっては、実技テスト （30分）終了後に面接）

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校（本校又は分校）とする。

6 入学者の選抜方法

(1) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

(2) 合格者の決定は、次の方法による。

ア 全日制の課程

(ア) 学力検査の成績は、各教科50点満点とし、合計250点満点とする。ただし、理数科及び総合学科については、傾斜配点を実施することができる。この場合において、理数科にあっては数学と理科の得点を、総合学科にあっては5教科の中で得点が高い2教科の得点を1.5倍して、それぞれ75点満点とし、検査を実施する5教科の合計を300点満点とする。

(イ) 調査書点（調査書の各教科の学習の記録の第1学年から第3学年までにおいて履修した必修教科の評定の合計をいう。以下同じ。）は、135点満点とする。

(ウ) 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価方法等については、高等学校長が定めるものとする。

(エ) 次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員を下回っている場合は、a及びb中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

a 第1選抜

調査書点が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業又は水産に関する各学科及び理数科にあっては、当該学科を第1志望とする者を対象とする。

b 第2選抜

第1選抜で選抜されなかったすべての者を対象に、学力検査の成績に基づく得点（以下「A」という。）、調査書点に基づく得点（以下「B」という。）、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価に基づく得点（以下「C」という。）を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業又は水産に関する各学科及び理数科を置く高等学校における普通科の第2選抜については、当該学科を第2志望とする者も対象に含むものとする。

A、B及びCの合計は500点満点とする。また、A、B及びCの満点の比率は、Aは3から6までの、B及びCは2から4までの範囲の整数とし、A、B及びCの満点の比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者とししない。

おって、具体的な得点の算出方法は次の表のとおり。

【普通科、専門学科（理数科を【理数科、総合学科】を除く。）】

満点の比率	得点を算出するときに乗じる数			A、B、Cのそれぞれの満点	満点の比率	得点を算出するときに乗じる数			A、B、Cのそれぞれの満点					
	A	B	C			A	B	C						
6	2	2		300	100	100	6	2	2	300	100	100		
5	3	2		250	150	100	5	3	2	250	150	100		
5	2	3		250	100	150	5	2	3	250	100	150		
4	4	2	50x	200	200	100	4	4	2	50x	50y	200	200	100
4	3	3	250	200	150	150	4	3	3	300	135	200	150	150
4	2	4		200	100	200	4	2	4			200	100	200
3	4	3		150	200	150	3	4	3			150	200	150
3	3	4		150	150	200	3	3	4			150	150	200

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に $\frac{50x}{250}$ 又は $\frac{50x}{300}$ を乗じてAを、調査書点に $\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること（小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。）。

<普通科の算出例>

普通科でA、B、Cの満点の比率をそれぞれ6、2、2とした場合

$$A = \text{学力検査の成績} \times \frac{300}{250} \text{ (300点満点)}$$

$$B = \text{調査書点} \times \frac{100}{135} \text{ (100点満点)}$$

C = 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点を換算 (100点満点)

イ 定時制の課程

- (ア) 学力検査の成績は、検査を実施する3教科とも50点満点とし、合計150点満点とする。
- (イ) 調査書点は、135点満点とする。
- (ウ) 合格者の決定方法は、全日制の課程に準ずる。ただし、高等学校長の判断により、第1選抜を行わず、第2選抜の方法のみによってすべての合格者を決定することができる。

また、第2選抜のA、B及びCの満点の比率及び得点については全日制の課程に準ずるものとし、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

第2選抜における具体的な得点の算出方法は、次の表のとおり。

満点の比率			得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
A	B	C	A	B	A	B	C
6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150
4	4	2	50x	50y	200	200	100
4	3	3	150	135	200	150	150
4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に $\frac{50x}{150}$ を乗じてAを、調査書点に $\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること(小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。)

- (3) 全日制の課程における普通科の通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則第4条の規定に従って選抜する。
 - (4) 海外帰国子女の入学志願者で、第3の3(4)オ(イ)の協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)及び(2)にかかわらず、高等学校長は、当該協議に基づき、当該高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。この場合において、当該高等学校の第1学年の学級数を限度とする員数については、募集定員を超えることができるものとする。
 - (5) 入学志願者から提出された自己申告書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選抜に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。
- 7 合格者の発表
合格者の発表は、平成23年3月18日(金)午前10時に、当該高等学校において、受験番号を掲示して行う。
- 8 学力検査の得点等の口頭による開示請求

- (1) 学力検査の得点等については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成23年3月18日(金)から1月間とする。
- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受験票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時(平成23年3月18日(金)にあつては、午前10時)から午後5時(夜間定時制課程にあつては、午後9時)までに、志願先の高等学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

- (4) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書点並びに学力検査の教科別得点及びその合計得点

第4 推薦入学者選抜

1 実施学科

平成23年度入学者の募集を行う全日制の課程のすべての学科について実施する。

2 募集人員

推薦入学の募集人員は、普通科及び理数科にあつては当該学科の募集定員の5パーセントから15パーセントまで程度の範囲内で、職業教育を主とする学科及び総合学科にあつては当該学科の募集定員の20パーセントから30パーセントまで程度の範囲内で、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、くくり募集をする学科にあつては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

ア 推薦入学を志願できる者は、平成23年3月末日までに県内の中学校等を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者であつて、次の要件のすべてに該当し、かつ、在籍の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「在籍中学校長」という。)が推薦するものとする。

(ア) 当該高等学校・学科を志望する動機や理由が明白で適切であること。

(イ) 当該高等学校・学科に適性及び興味・関心を有すること。

(ウ) 人物が優れていること。

(エ) 調査書の記録が良好であり、当該高等学校・学科における学習活動に成果が期待できること。

(オ) 次の要件のいずれかに該当すること。

a 特別活動において優れた実績を有すること。

b 校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動等のうち、いずれかの分野において、熱心な活動が見られること又は優れた成果を上げていること。

c 理数科又は職業教育を主とする学科を志願する者にあつては、調査書の各教科の学習の記録のうち、それぞれの学科に関連した教科において秀でていること。

イ 出願資格の詳細については、高等学校長が、当該高等学校の教育目標、学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成23年1月21日（金）午前9時から同月28日（金）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月28日（金）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

推薦入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は学科に出願することはできない。ただし、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

(4) 出願手続

ア 在籍中学校長は、推薦に当たっては、在籍中学校長を委員長とする推薦委員会を設け、適切な推薦入学志願者を決定するものとする。

イ 県内の中学校等又は中等教育学校において推薦入学志願者として認められた者は、推薦入学願書に入学選考料（2,200円）に相当する愛媛県収入証紙をちょう付し、推薦入学受検票及び自己アピール書とともに、在籍中学校長に提出しなければならない。

ウ 在籍中学校長は、推薦入学願書、推薦入学受検票及び自己アピール書を報告書とともに、出願期間内に志願先高等学校長に提出するものとする。

4 報告書

在籍中学校長から志願先高等学校長に提出する報告書は次のとおりとする。

- ア 調査書
- イ 推薦書

5 作文、小論文、面接及び集団討論等

(1) 作文、小論文、面接及び集団討論

推薦入学志願者全員に対して、作文及び小論文のうちから少なくとも一つ並びに面接及び集団討論のうちから少なくとも一つの合わせて二つ以上を行う。

なお、作文、小論文、面接及び集団討論の選定その他実施内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

(2) 実技テスト

工業に関するデザイン科の推薦入学志願者に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 学力検査

学力検査は、行わない。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	作 文・小論文、面接・集団討論等
平成23年 2月8日（火）	9:00～	作文・小論文
	作文・小論文終了後	面接・集団討論（工業に関するデザイン科にあっては、実技テスト（30分）終了後に面接・集団討論）

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校（本校又は分校）とする。

6 推薦入学者の選抜方法

高等学校長は、自己アピール書、報告書並びに作文、小論文、

面接、集団討論及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて総合的に判定し、推薦入学者を選抜する。

7 合格内定者の通知

(1) 高等学校長は、平成23年2月14日（月）午前10時から同月16日（水）正午までの間に、選抜の結果を推薦入学者選抜結果通知書により在籍中学校長に通知する。

(2) 在籍中学校長は、合格内定者に合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付するものとする。

(3) 合格内定通知書の交付を受けた者は、在籍中学校長を通じ、入学確約書を平成23年2月21日（月）正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

8 合格者の発表

合格者の発表は、平成23年3月18日（金）午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

第5 定時制の課程の第2次募集

1 実施学科

平成23年3月9日（水）及び10日（木）に実施した一般入学選抜（以下「第1次募集」という。）における合格者数が募集定員に満たない定時制の課程の学科について、第2次募集を行うものとする。

2 募集人員

募集定員から第1次募集における合格者数を差し引いた数を第2次募集の募集人員とし、平成23年3月18日（金）午前10時に、当該高等学校に掲示する。

3 出願

(1) 出願資格

第3の3(1)に定める出願資格を有する者とする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成23年3月22日（火）午前9時から同月30日（水）正午までとし、受付時間は、土曜日、日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月30日（水）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限及び出願手続

第1次募集の場合に準ずる。

(4) 志願変更

志願変更は、できないものとする。

4 報告書

第1次募集の場合に準ずる。ただし、提出期間は、平成23年3月22日（火）午前9時から同月30日（水）正午までとし、学習成績等一覧表は、提出を要しない。

5 学力検査等

第1次募集の場合に準ずる。ただし、学力検査及び面接の実施期日及び日程は、次による。

期 日	時 間	教 科 等
平成23年 4月4日（月）	9:30～10:00	点呼、受検上の注意
	10:15～10:45	国 語
	11:00～12:00	社会・数学・理科・英語のうち2教科を選択受検
	12:00～13:00	（ 昼 食 ）
	13:10～	面 接

6 入学者の選抜方法

第1次募集の場合に準ずる。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成23年4月5日（火）午前10時に、当該高等学校において、受験番号を掲示して行う。

第6 その他

- 1 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- 2 出願に関して、虚偽又は不正等の事実が判明した場合は、高等学校長は、当該生徒の合格又は入学許可を取り消すものとする。
- 3 この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第6号

平成23年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項を次のように定める。

平成22年10月22日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

平成23年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項

平成23年度愛媛県立中等教育学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める要領により行う。

1 募集人員

平成23年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校	160名
愛媛県立松山西中等教育学校	160名
愛媛県立宇和島南中等教育学校	160名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県立中等教育学校の通学区域に関する規則（平成14年愛媛県教育委員会規則第14号）の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成23年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校（以下「小学校等」という。）を卒業する見込みの者
- (2) 平成23年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

4 出願期間

出願期間は、平成22年12月15日（水）午前9時から同月21日（火）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月21日（火）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間に必着のこと。

5 出願手続

- (1) 入学志願者は、入学志願書に入学選考料（2,200円）に相当する愛媛県収入証紙をちょう付し、入学志願理由書、受験票及び入学予定者選考結果通知用の返信用封筒（長形3号とし、必ずあて先を明記して80円切手をはる。）を添え、在籍する小学校等の校長（以下「小学校長」という。）を経て、志願先の中等教育学校の校長（以下「志願先中等教育学校長」という。）

に提出しなければならない。

- (2) 入学志願者は、二つ以上の県立中等教育学校に出願することはできない。

- (3) 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

ア 県外からの入学志願者は、(1)により提出する書類に県外からの入学志願理由書を添えて志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

イ 志願先中等教育学校長は、志願の事由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

- (4) 小学校長は、受験に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成22年12月8日（水）までに作文、適性検査及び面接に関する特別措置願を志願先中等教育学校長に提出するものとする。

中等教育学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを平成22年12月14日（火）までに教育長に提出し、協議するものとする。

- (5) 海外帰国子女としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

ア 海外帰国子女としての扱いを希望する者は、平成22年12月8日（水）までに海外帰国子女取扱措置願を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

イ 中等教育学校長は、海外帰国子女取扱措置願の提出があった場合は、その写しを平成22年12月14日（火）までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、適性検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

ウ 海外帰国子女とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は平成23年4月1日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後の期間（帰国した日から平成22年12月14日までの期間をいう。）が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時からさかのぼり継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人がいる者に限る。

6 志願者数の状況等の公表

中等教育学校長は、出願期間中、その学校の募集人員及び志願者数の状況を、学校のホームページに掲載し、及び学校の適当な場所に掲示するものとする。

7 調査書の提出

- (1) 小学校長は、調査書を平成22年12月27日（月）、同月28日（火）、平成23年1月4日（火）又は同月5日（水）の午前9時から午後4時までに、志願先中等教育学校長に提出するものとする。

- (2) 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該調査書に代わる参考資料を提出するものとする。

- (3) 志願先中等教育学校長は、調査書の内容について、必要があれば小学校長に説明を求めることができる。

8 受験票の交付

中等教育学校長は、平成22年12月27日（月）から平成23年1月5日（水）までに受験番号等を記入した受験票を小学校長を通じ

て入学志願者に交付する。

9 作文、適性検査及び面接

入学志願者全員に対して、次により作文、適性検査及び面接を行う。

(1) 作文

作文の字数は、600字程度とする。

(2) 適性検査

入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価するとともに、関心・意欲・態度・社会性など学びへの姿勢を問うものとする。

(3) 面接

入学志願者全員に対して、グループ面接を行う。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
平成23年 1月9日(日)	8:50	集 合 (志願先中等教育学校体育館)
	9:00~9:25	点呼、受検上の注意
	9:40~10:30	作 文
	10:50~11:50	適 性 検 査
	11:50~12:40	(昼 食)
	12:40~	面 接

(5) 検査場

検査場は、志願先の中等教育学校とする。

(6) 受検に当たっての留意事項

ア 作文、適性検査及び面接とも、開始5分前までに入室することとし、その開始の時刻までに入室しない者は、原則としてその時間の検査等を受検できないものとする。

イ 当日の持参品は、次のとおりとする。

受検票、鉛筆(シャープペンシルも可)、鉛筆削り、消しゴム、定規、下敷き(無地)、弁当

ウ イの持参品以外のもの(計算・翻訳・通信等の機能をもった物品等)の検査場への持込みは、禁止する。

10 入学予定者の選考

中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに作文、適性検査及び面接の結果を資料として、当該中等教育学校の特色を踏まえ、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

(1) 調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の取扱いについては、次の方法により行うものとする。

ア 調査書の記録の評価は、50点満点とし、評価方法等については、中等教育学校長が定める。

イ 作文、適性検査及び面接の評価は、それぞれ50点満点とする。

(2) 入学志願理由書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選考に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

(3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則第4条の規定に従って選考する。

(4) 海外帰国子女の入学志願者で、5(5)イの協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)にかかわらず、中等教育学校長は、当該協議に基づき、入学志願者の意欲

や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

11 入学予定者の発表

(1) 入学予定者の発表は、平成23年1月14日(金)午前9時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。

(2) 中等教育学校長は、平成23年1月14日(金)に入学予定者の選考結果を入学志願者及び関係小学校長に通知するとともに、入学確約書の用紙を入学予定者に配布する。

12 選考結果の口頭による開示請求

(1) 選考結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。

(2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成23年1月14日(金)から1月間とする。

(3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く日の午前8時30分(1月14日(金)にあっては、午前9時)から午後5時まで、志願先の中等教育学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の得点

13 入学予定者の手続等

(1) 入学予定者の手続

ア 入学確約書の提出

入学予定者の保護者は、当該入学予定者の受検票を持参の上、入学確約書を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。入学確約書の提出期間は、平成23年1月14日(金)の入学予定者の発表後から同月21日(金)午後4時まで(受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで)とし、この期間に提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

イ 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、入学予定者の保護者から入学確約書の提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付するものとする。

また、中等教育学校長は、入学予定者の保護者に対し、入学予定者の住所の存する市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)の教育委員会に、入学予定者を県立中等教育学校へ就学させる旨を、交付された入学予定者証明書を添えて届け出るよう、文書又は口頭により周知するものとする。

ウ 入学の辞退

保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学予定者が入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学辞退届に当該入学予定者の受検票(入学予定者証明書を市町村の教育委員会へ提出していない場合は入学予定者証明書を含む。)を添えて、志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

(2) 入学予定者の欠員の補充

ア 中等教育学校長は、入学辞退その他の理由により入学予定者に欠員を生じた場合には、その都度、あらかじめ定めた補充入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確認の上、入学予定者とする。この場合において、入学意思の

確認は、関係小学校長を経て行うものとする。

イ 欠員の補充を実施する期間は、平成23年3月31日（木）までとする。

ウ 欠員の補充の手続は、(1)の入学予定者の手続に準じて行う。
この場合において、中等教育学校長は、当該手続等について関係小学校長を経て通知するものとする。

14 その他

- (1) 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- (2) 出願に関して、虚偽又は不正等の事実が判明した場合は、中等教育学校長は、当該児童に係る入学予定者の決定又は入学許可を取り消すものとする。
- (3) この要項に定めるもののほか、入学者選考に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第7号

平成23年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成22年10月22日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

平成23年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

平成23年度愛媛県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

第1 募集人員

平成23年度県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別表のとおりとする。

第2 本科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障害が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 平成23年3月末日までに特別支援学校の中学部若しくは中学校（以下「中学部等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

入学願書の提出期間は、平成23年1月31日（月）から2月10日（木）までとし、受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後4時まで（2月10日（木）にあつては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、2以上の県立特別支援学校又は障害部門への出願をすることはできない。

イ 入学志願者は、次の(ア)又は(イ)に該当する場合を除いては、2以上の学科への出願をすることはできない。

(ア) 2以上の学科を設置する県立特別支援学校（今治特別支援学校を除く。）の学科を志望する場合で、当該校の他の学科を第2志望とするとき。

(イ) 今治特別支援学校の産業科を第1志望とする場合で、当該校又は新居浜分校の普通科を第2志望又は第3志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の中学部等又は中等教育学校の校長（以下「在籍中学部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学部等及び中等教育学校のない場合にあつては、直接）、志願先の特別支援学校の校長（以下「志願先校長」という。）に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に入学志願理由書を添えて志願先校長に提出しなければならない。

(イ) 志願先校長は、入学志願理由書の提出があつた場合は、志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県外からの入学志願者受付承認願2部を愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、承認を受けるものとする。

2 報告書

(1) 在籍中学部等校長は、次の報告書を、平成23年2月14日（月）午前9時から同月21日（月）午後4時までに、志願先校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票（松山盲学校の入学志願者に限る。）

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍中学部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

(3) 志願先校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍中学部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

普通科以外の学科の入学志願者に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

当該特別支援学校の校長（以下「特別支援学校長」という。）が、学校の実態に応じて決定する。

(2) 検査問題

平成23年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（平成22年5月14日愛媛県教育委員会公告）2(1)アに定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成23年3月4日（金）とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 特別支援学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、特別支援学校長が学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校（本校又は分校）とする。

5 入学者の選抜方法

特別支援学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、当該学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成23年3月22日（火）午前10時に、当該特別支援学校（本校又は分校）において、受験番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求

(1) 学力検査の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例41号）第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。

(2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成23年3月22日（火）から1週間とする。

(3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時（3月22日（火））にあつては、午前10時）から午後5時までに、志願先の特別支援学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。

学力検査の教科別得点とその合計得点

第3 専攻科入学選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障害が学校教育法施行令第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 平成23年3月末日までに特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校（以下「高等部等」という。）を卒業する見込みの者

イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

本科入学選抜の場合に準ずる。

(3) 高等部本科との併願

入学志願者は、松山盲学校の高等部本科のいずれかの学科を第2志望とすることができる。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の高等部等の校長（以下「在籍高等部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の高等部等のない場合にあつては、

直接）、松山盲学校長に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、本科入学選抜の場合に準ずる。

2 報告書

(1) 在籍高等部等校長は、次の報告書に、入学志願者の卒業証明書又は卒業見込み証明書を添えて、平成23年2月14日（月）午前9時から同月21日（月）午後4時までに、松山盲学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍高等部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

(3) 松山盲学校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍高等部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(2) 検査問題

平成23年度の県立高等学校等の入学選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（平成22年5月14日愛媛県教育委員会公告）2(1)イに定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成23年3月4日（金）とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 松山盲学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

5 入学者の選抜方法

松山盲学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、学科の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成23年3月22日（火）午前10時に、松山盲学校において、受験番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求

本科入学選抜の場合に準ずる。

第4 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表 平成23年度愛媛県立特別支援学校高等部入学定員

学 校 名	学 科 名		入学定員
松 山 盲 学 校	本 科	普 通 科	8
		保 健 理 療 科	8
	専 攻 科	理 療 科	8
松 山 聾 学 校	本 科	普 通 科	8
		理 容 科	8
しげのぶ特別支援学校	本 科	普 通 科	24

みなら特別支援学校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
今 治 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
今治特別支援学校新居浜分校	本 科	普 通 科	16
宇和特別支援学校 (聴 覚 障 害 部 門)	本 科	普 通 科	8
宇和特別支援学校 (知 的 障 害 部 門)	本 科	普 通 科	30
		産 業 科	16
計			266

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第10号

愛媛県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成22年10月22日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 實

愛媛県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則

愛媛県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年愛媛県公安委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年11月1日から施行する。